

- 一九六二年、三九三頁。
- (17) 「牧社開設率先人名調」 G2-60-1。
- (18) 「牧場貸下ノ件」(「農務顛末」第六卷) 一三五・一四〇・一五三・一六一～一六二・一六四頁。
- (19) 「明治一一年一月 嶺岡牧社 雑書」 G2-14。
- (20) 前掲『安房酪農百年史』四一～四二頁。
- (21) 「嶺岡牧社株主連名簿」(「農務顛末」第六卷) 一七〇～一七六頁。
- (22) 「牧附村々ノ心得」C3。C3は、嶺岡牧に関する書類を綴じた史料である。「牧附村々ノ心得」には年代が記されていないが、「牧附村々ノ心得」の前に綴じられている史料と継続する史料と推定される。前の史料が「牧業上ニ就テハ式拾九ヶ村ニ限ル」(「牧夫」等、嶺岡牧社時期を示す史料である)ことから、当該史料も嶺岡牧社の時期に作成されたものと推定される。
- (23) 「追揚人夫廻章」G2-110-28。 「牧社用廻章」G2-110-29。 「追揚人夫廻章」G2-110-30。 「(追揚人夫廻章)」G2-110-31。
- (24) 「牧附村々ノ心得」C3。
- (25) 「嶺岡牧場下草等之義ニ付回答」明治一四年一月、嶺岡牧社(「農務顛末」第六卷) 一八三頁。
- (26) 「林下草苧取方千葉県へ差許ノ件」(「農務顛末」第六卷) 一八一～一八六頁。
- (27) 「嶺岡牧場下草等之義ニ付回答」明治一四年一〇月八日、朝夷郡長狭郡長吉田謹尔(「農務顛末」第六卷) 一八四頁。
- (28) 前掲『安房酪農百年史』三二頁。
- (29) 同前、三二～三三頁。
- (30) 「通知」明治一六年一月三十一日、F83。
- (31) 「嶺岡牧場返還ノ儀上申」明治一六年(「千葉県の歴史」近現代4) 四二八頁。
- (32) 「牧社開設率先人名調」G2-60-1。
- (33) 「景況調査書」(「農務顛末」第六卷) 一三〇～一三三頁。
- (34) 「記録材料農商務省第五回報告」(国立公文書館)。
- (35) 「牧付各村へ諭達方千葉県へ依頼ノ件」(「農務顛末」第六卷) 一七八～一八一頁。
- (36) 「千葉県へ牧場貸下ノ件」(「農務顛末」第六卷) 一九七～一九八頁。
- (37) 嶺岡畜産会社「嶺岡畜産会社第一回實際考課状」明治三二年度、H2-154。
- (38) 「嶺岡牧場拝借及現在牧牛馬建物等御払下願」明治二一年一月一日、F79。
- (39) 嶺岡畜産会社「嶺岡畜産会社第一回實際考課状」明治三二年度、H2-154。
- (40) 「有限責任 嶺岡畜産会社定款」H2-155。
- (41) 同前。
- (42) 「株式調」F79。
- (43) 「明治三二年一月嶺岡畜産会社株式申込加盟帳」F79-1。
- (44) 「有限責任 嶺岡畜産会社定款」H2-155。
- (45) 「嶺岡畜産会社定款改正案」明治二六年八月、嶺岡畜産社長、O2-10。
- (46) 「畜産会社申合規約諸言」F79-2-2。
- (47) 「嶺岡畜産会社定款改正案」明治二六年八月、嶺岡畜産社長、O2-10。
- (48) 「県庁ノ方針」F79-2。
- (49) 「嶺岡畜産会社申合規則」F79-2-3。
- (50) 「県庁ノ方針」F79-2。
- (51) 嶺岡畜産会社「嶺岡畜産会社第四回實際考課状」明治三三年度、H2-157。
- (52) 嶺岡畜産株式会社「嶺岡畜産株式会社第五回實際考課状」明治三六年度、H2-153。
- (53) 嶺岡畜産株式会社「嶺岡畜産株式会社第六回報告書」明治三七年度、H2-21。
- (54) 同前。
- (55) 同前。
- (56) 嶺岡畜産株式会社「嶺岡畜産株式会社第七回報告書」明治三八年度、H2-161。
- (57) 嶺岡畜産会社「嶺岡畜産会社第二回實際考課状」明治三三年度、H2-18。
- (58) 同前。
- (59) 「嶺岡畜産会社種牝牛貸与規則」H1-13。
- (60) 嶺岡畜産会社「嶺岡畜産会社第二回實際考課状」明治三三年度、H2-18。
- (61) 嶺岡畜産株式会社「第十八回營業報告書」明治三九年度、P4-1-26-6。
- (62) 嶺岡畜産株式会社「第十九回營業報告書」明治四〇年度、P4-1-26-8。嶺岡畜産株式会社「第二十回營業報告書」明治四一年度、P4-1-26-4。嶺岡畜産株式会社「第二拾二回營業報告書」明治四三年度、P4-1-26-3。

(本学非常勤講師)

の結果明らかになったことは、次の二点にまとめられる。

第一に、明治初期の官有地払下げは、牧の入会利用を行っていた牧付村にとっては、従来の入会地利用ができなくなるといふ危機を起こした。牧付村民による畜産業は、士族授産とあいまって、士族層の嶺岡牧社への加入が認められることとなった。士族層という新規加入者は、入会慣行の規制が及ばない人々の牧への加入を意味した。牧付村では、村の総代持ちの嶺岡牧社の株を持つことによって、村民の入会権を確保しようとした。だが、村の入会地利用を重視する牧付村と、畜産業を重視する新規加入者では、牧の管理方法をめぐり対立が生じることになった。

第二に、再度、牧付村が畜産業に着手する際に、牧付村は株式の過半数を牧付村で持つよう確認し、牧付村以外の人々の加入を制限し、入会慣行の維持をはかった。また、入会村において、株式を土手垣の長さ戸数を加味して村に割当てることによって、牧の修繕・維持の負担と畜産業からの利益の分配を連動させ、牧の入会地利用と畜産業の両立をはかった。だが、畜産業からの利益が充分ではないとのことから、牧は地先村々に売却され、立木処分、牛馬売却がなされ、牧付村を主体とする畜産業は解散することとなった。

注

- (1) 農林大臣官房総務課編『農林行政史』第三卷、一九五八年、三三三頁。
- (2) 同前、三六頁。
- (3) 「景況調査書」(『農務顛末』第六卷、農林省、一九五七年) 二二六～二二七頁。
- (4) 「嶺岡牧社の概要」明治二二(一八七九)年(『千葉県の歴史』近現代4) 四二〇頁。
- (5) 「景況調査書」(『農務顛末』第六卷) 二二六～二二七頁。
- (6) 「嶺岡牧場御引渡并牧業改良及監督方法」明治二〇年七月三十一日、千葉県属

糟谷音安(『農務顛末』第六卷) 二〇〇～二〇一頁。

- (7) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』通史編近世1、千葉県、二〇〇七年、七四九～七五九頁。
- (8) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』通史編近現代1、千葉県、二〇〇二年、四六七頁。
- (9) 金木精一編『安房略農百年史』安房郡畜産農業協同組合、一九六一年、二二・二八・三三頁。前掲『千葉県の歴史』通史編近世1、七五九～七五七頁。前掲『千葉県の歴史』通史編近現代1、四六六～四六七頁。
- (10) 「野付」「野続」「牧付」「牧附」などと呼ばれている。本稿では史料以外は「牧付」と統一する。
- (11) 「野付」三六か村は平郡山田村・中村・荒川村、長狭郡北風原村・平塚村・細野村・大川面村・吉保仲村・宮山村・南小町村・上小原村・下小原村・川代村・上野村・東野尻村・西野尻村・貝渚村・岡波太村・宮野下村・二子村・中居村・代野村・西山村・星ヶ畑村・太尾村・来秀村、朝夷郡西小戸村・珠師ヶ谷村・石堂村・石堂原村・川谷村・宮下村・御子神村・大井村・黒岩村・上三原村。「最寄」三〇か村は、平郡吉井村、長狭郡金束村・古畑村・奈良林村・佐野村・釜沼村・大幡村・寺門村・横尾村・松尾寺村・成川村・北小町村・押切村・坂東村・大田学村・池田村・京田村・竹平村・下打墨村・大里村・八色村・花房村・上打墨村・中打墨村・滑谷村・和泉村・横渚村、朝夷郡磯森村・布野村・五十蔵村。
- (12) 「人足」「人夫」などと呼ばれている。本稿では「人夫」と統一する。
- (13) 「年譜」(『南房総市石堂家文書』(千葉県文書館所蔵県史収集複製資料)。以下、断りのない限り「石堂家文書」による。現在、嶺岡牧に関する千葉県文書館が公開している地方史料は「石堂家文書」のみである。
- (14) 「年譜」(『嶺岡牧の払下げ』)では、嶺岡牧の払下げは、この牛疫の発生によって、「明治六年(一八七三)以来の嶺岡牧場および付近の村々の牛疫に手をやいた政府の部内では、牧場の事業を民間に移す機運が動いてき」(三九四頁)たとされているが、嶺岡牧における牛疫の発生以前に、すでに払下げの動きがあったことが確認される。
- (15) 「御牧場内勝手入込存続願」明治六年、G1.1。
- (16) 前掲『農林行政史』第三卷、五二頁。千葉県編『千葉県史』千葉県史

して高額で販売しようとした<sup>(55)</sup>。しかし、この方法には限界があり、二八年度には廃止された<sup>(56)</sup>。

支出からは、放牧により畜養費が抑えられていることがわかる。明治二三年度には、乳牛となる見込みの牛についても、飼料品が高額なため「舎飼ヲナスハ収支相償ハサル」と<sup>(57)</sup>、東牧二〇町歩の「牧草ノ改良ニ着手」し「荊棘ヲ荊除」し、良種牛の牧とする計画を立てた。さらに、牧場内に区域を設け「牡犢ヲ追入レ馴」れさせ「捕手ノ人夫ヲ省クコト」<sup>(58)</sup>が議決された。

明治二三年には「嶺岡畜産会社種牝牛貸与規則」<sup>(59)</sup>が定められた。洋種・雑種の「種牝牛」を近隣農家へ貸与し、嶺岡畜産会社は時々主務員を農家へ派遣し「管理ノ良否ヲ検査」<sup>(60)</sup>した。二三年には洋牛一八頭、雑種三〇頭が貸与された。預り人は「従来牧牛ニ従事」しており、「身元確實」で「生計ニ差支ナキ者」、「本社事務所ヨリ距離三里以内ノ地ニ住居スル者」などの条件が付された<sup>(61)</sup>。貸与牛は、「居住外」での畜養や、他人への貸与を禁止された<sup>(62)</sup>。貸与牛の「飼養料」や「獣医ノ診察料及薬品代」は、嶺岡畜産会社から預かり人へ交付された<sup>(63)</sup>。嶺岡畜産会社は、搾乳用として引き上げることがあり<sup>(64)</sup>、乳出閉止後は預かり人へ牛を返した<sup>(65)</sup>。牝牛が分娩した仔牛は二か月以上は本社で畜養し、三か月以降預かり人へ返し、五か月目以降は、「貸与牛ノ年齢種類及分娩期ノ長短ニ因リ、該牛ノ分娩シタル仔牛ノ代金」の二分の一から六分の一が飼料代として預かり人へ交付された<sup>(66)</sup>。嶺岡畜産会社は、種牝牛を貸与することで、放牧による冬季の疲労や事故から種牝牛を保護した。農家は牛糞等を利用することができた。「預牛馬歩合」支出が四三年度までであることから、牝牛貸与は継続的に行われたと推定される。

他の支出として、土手垣の修繕は牧付村の負担となっているため、営繕費は少ない。給与・賞与が多く、雑給も含めれば人件費が多いことが確認される。嶺岡畜産会社では二一―三五%を超える純益金を捻出し、二六年度には五%、二七年度は八%、二八年度八%、三二年度一〇%、三九年度は一五%、四〇年度は一六%と、他に特別配当金を出している。二八年度の純益金の内訳をみると、土手垣手当金六六円四二銭が計上されていることから、先の「嶺岡畜産会社定款改正案」による純益金の分配が行われていることが確認される。

明治三三年から三八年の動向は現在のところ不明である。三九年四月には、柱木牧の内、溜池新設用地五町歩を関係部落へ売却すること、全牧の地先境界測量のため技師を雇うことが決議され、嶺岡畜産会社の解散の方針が立てられていた。三九年度の事業景況<sup>(67)</sup>によれば、経営は「不可」ではなかったが、「土地財産」に対し、「利益割合低度」であり、「営利ノ目的ニ副ハ」ないものとなっていた。そこで、全牧の立木を点検・評価し、台帳を改め、「牧場ハ各区地先ノ境界ヲ劃シテ、測量製図」し、「将来処分ノ地歩ヲ定メ」た。一方で、入会地利用を行っている村に対して「解決ヲ交渉」し、「平和ノ間ニ協調解決」を得た。四〇年七月一六日には、社長らの農商務省及び県庁への陳情が報告されている<sup>(68)</sup>。四〇年から四一年にかけて、牧は地先村々に売却され、立木処分、牛馬売却が進められた。四四年、残った三〇町歩を千葉県に寄付し、同年八月、千葉県は寄付のほかに民有地と種牛を買い上げ、千葉県種畜場嶺岡分場を設立した。

## おわりに

本稿では、千葉県嶺岡牧の畜産業と入会慣行について検討した。そ

表4 嶺岡畜産会社収支（明治23年～明治43年）

単位：円

	明治23年4月～ 24年3月	%	明治28年4月～ 29年3月	%	明治39年4月～ 40年3月	%	明治43年4月～ 44年3月	%
収入	3,835.95	100.0	5,114.969	100.0	14,796.641	100.0	21,392.133	100.0
牛馬売却代	2,485.55	64.8	4,371.56	85.5	9,986.63	67.5	17,874.58	83.6
交尾料	60.00	1.6	253.50	5.0	597.00	4.0	1,195.60	5.6
立木枯木払代	264.24	6.9	25.96	0.5	1,559.47	10.5	1,303.67	6.1
石塊雑産物払代	0.50	0.0	14.51	0.3	63.10	0.4	—	—
萱払代	4.50	0.1	6.50	0.1	—	—	—	—
預金利子	66.23	1.7	336.61	6.6	2,088.55	14.1	770.05	3.6
牛乳代	183.52	4.8	7.97	0.2	209.93	1.4	136.20	0.6
斃牛馬皮払代	27.45	0.7	16.13	0.3	—	—	—	—
貸地料	—	—	10.56	0.2	28.00	—	—	—
厩肥払代	2.52	0.1	—	—	—	—	—	—
払馬・烙印手数料	2.00	0.1	2.38	0.0	—	—	—	—
株券書換手数料	27.00	0.7	6.70	0.1	25.80	0.2	32.20	0.2
種牡牛貸与料	—	—	—	—	96.20	0.7	21,312.29	99.6
捕馬中出店掃除料	5.50	0.1	7.50	0.1	—	—	—	—
その他	706.94	18.4	55.09	1.1	141.966	1.0	79.84	0.4
支出	2,438.08	100.0	1,723.28	100.0	6,420.66	100.0	7,429.60	100.0
畜養費	593.57	24.3	293.17	17.0	1,688.28	26.3	2,934.78	39.5
飼料品代	548.01	22.5	225.95	13.1	1,197.11	18.6	2,121.25	28.6
秣草費	—	—	—	—	224.58	3.5	337.44	4.5
運搬費	—	—	—	—	138.56	2.2	51.99	0.7
病牛馬治療及薬品代	34.11	1.4	12.37	0.7	82.51	1.3	86.90	1.2
雇人料	—	—	33.73	2.0	45.52	0.7	337.21	4.5
備付品代	11.45	0.5	21.12	1.2	—	—	—	—
給与	943.62	38.7	491.19	28.5	1,105.90	17.2	832.00	11.2
雑給	—	—	—	—	313.93	4.9	503.51	6.8
事務所費	86.99	3.6	76.23	4.4	225.71	3.5	254.84	3.4
捕牛馬費	167.48	6.9	121.48	7.0	341.29	5.3	—	—
旅費	72.97	3.0	62.65	3.6	—	—	—	—
賞与	45.50	1.9	16.00	0.9	84.36	1.3	63.00	0.8
接待費	5.37	0.2	4.33	0.3	145.18	2.3	128.26	1.7
運送費	6.87	0.3	—	—	—	—	—	—
牛馬買入代	—	—	373.16	21.7	—	—	—	—
諸税	—	—	74.22	4.3	411.79	6.4	97.89	1.3
営繕費	89.43	3.7	18.33	1.1	62.76	1.0	75.72	1.0
牧場改良費	—	—	—	—	52.23	0.8	—	—
預牛馬歩合	137.147	5.6	—	—	875.06	13.6	1,340.05	18.0
立木払下諸費・登記料	250.74	10.3	—	—	—	—	—	—
博覧会出品費	31.13	1.3	84.18	4.9	—	—	—	—
牧地整理費	—	—	—	—	—	—	139.18	1.9
造林費	—	—	—	—	—	—	558.05	7.5
牛疫予防費	—	—	6.25	0.4	—	—	—	—
松杉苗15,900本代	—	—	59.73	3.5	—	—	—	—
実地調査費	—	—	—	—	970.03	15.1	—	—
立木地先歩合	—	—	—	—	106.46	1.7	—	—
その他	7.30	0.3	42.369	2.5	37.69	0.6	502.33	6.8
前期繰越金	—	—	46.06	—	249.51	—	—	—
純益金	—	—	1,489.20	100.0	3,264.49	100.0	—	—
積立金	—	—	75.00	5.0	193.19	5.9	—	—
総株主分配金	—	—	1,000.00	67.2	1,875.00	57.4	—	—
役員賞与金	—	—	265.68	17.8	528.50	16.2	—	—
土手垣手当金	—	—	66.42	4.5	430.70	13.2	—	—
後期繰越金	—	—	82.10	5.5	237.10	7.3	2,235.86	—

出典：「嶺岡畜産会社考課状」第2・7・18・22回。

注：明治28年度、39年度、43年度は、支出費目でないものを除き、修正した。純益金は、金額が異なるが史料のままとした。

われる。馬数は県の方針ほどは減少しなかった。肉力牛は目標の八〇〇頭には至らず、乳牛（洋種）についても、二二年の六六頭をピークに、三二年には一二頭まで減少し、目標の二〇〇頭には到達しなかった。

表3から、牛馬とも「斃死」が多く、牛は明治二五年には四二頭、三二年には三九頭、馬は二五年には五五頭、三二年には三八頭が「斃死」している。二四年度は早魃の年であったため、二五年度も「牧草ノ繁茂充分」にならず「飼料ニ欠乏」し、牧草の量が左右され「春季四五月ノ候ニハ、斃死牛馬」<sup>(51)</sup>が多くなった。また、嶺岡牧は険しい地形で放牧しているため、牧草が十分な季節には牛馬は崖に近づかないが、「冬季枯草」の季節になると「吾身ノ危キヲ顧ミス、且ツ、棘ニ目ヲ掩ハレ：識ラス知ラス險阻ノ場所ニ至リ」<sup>(52)</sup>墜落する牛馬がいた。二六年に、嶺岡畜産会社では「荊棘ヲ薙り、牛馬に險阻の場所であることを知らせ、牛馬が近づかないようにした。

表4は、明治三三年度から四三年度までの「考課表」から作成した収支状況である。収入は、明治三九年度までの収入の内、牛馬の売却が六五％～八五％を占めている。次いで、「立木・下枝代」「石塊払代」「萱払代」が四～一〇％を占めている。牛乳代が計上されているが、収入総額に占める比率は低下している。

明治二七年度は牛価格が高騰した年だった。嶺岡畜産会社では、「好機ヲ視ヒ：競売ヲ三回ニ執行シ」<sup>(53)</sup>、より高値で売ることを図った。また、嶺岡牧の牛は放牧であるため、性格が「勇猛」<sup>(54)</sup>で人に馴れないという特徴があった。そのため、農耕用に売却しても「需要者其ノ性ヲ忌ミ」、牛は「中八九肉用ニ販売」され、南部牛と比べ「価格低廉」であった。嶺岡畜産会社では、「力量」は南部牛に劣っていないと、牛を捕獲後、各地を牽廻し、二週間で人に馴らし、農耕牛と

明治期の千葉県嶺岡牧における畜産業と入会慣行

表3 牛・洋牛・馬数（明治22年～明治43年）

単位：頭

	牛数					洋牛					馬数				
	現在数	生産	斃死	売却	買入	現在数	生産	斃死	売却	買入	現在数	生産	斃死	売却	買入
明治22年5月4日～ 23年3月31日	515	55	10	120	—	66	6	5	15	—	337	29	28	39	2
明治23年4月1日～ 24年3月31日	440	126	18	90	25	52	6	2	8	4	301	65	28	33	—
明治24年4月1日～ 25年3月31日	483	140	38	62	—	52	5	10	6	2	—	—	—	—	—
明治25年4月1日～ 26年3月31日	523	112	42	32	—	43	5	10	6	0	326	53	55	41	1
明治26年4月1日～ 27年3月31日	561	91	28	66	—	32	3	3	5	0	281	63	31	13	2
明治27年4月1日～ 28年3月31日	558	105	26	64	—	27	3	1	6	0	302	64	26	20	—
明治28年4月1日～ 29年3月31日	573	99	37	53	—	23	6	1	10	4	320	79	36	33	1
明治32年4月1日～ 33年3月31日	583	120	39	38	—	12	2	1	3	0	362	97	38	43	—
明治39年4月1日～ 40年3月31日	230	84	16	93	—	21	6	2	4	0	332	72	32	94	—
明治40年4月1日～ 41年3月31日	205	82	3	113	—	21	7	2	4	—	274	38	15	137	—
明治41年4月1日～ 42年3月31日	179	103	5	102	—	13	4	5	1	—	—	—	—	—	—
明治43年4月1日～ 44年3月31日	159	59	4	211	—	24	6	0	23	—	—	—	—	—	—

出典：「嶺岡畜産会社考課状」第1回～第7回、第11回、第18回～第20回、第22回。  
 注1：現在数は、4月1日現在。明治22年の牛現在数は、5月4日千葉県より受取改数。明治22年の洋牛は輸入数。  
 注2：牛の現在数は、牝、牡、鬮牛の合計。洋牛・馬の現在数は牝、牡牛の合計。

シ及損埋」した時も浚渫・修繕するよう規定された(第六條)。土手垣・木戸・道路の修繕、吞井浚いという牧の管理は、牧の地先村々が「従前ノ通り」、「受持場所」について行うこととされた。

牧付村が土手垣修繕を行うことは、先の嶺岡牧社と変わらないが、嶺岡畜産会社では、株式は、土手垣の長さで戸数が加味されて三〇か村に割り当てられていた。そのため、嶺岡畜産会社から利益が出れば、配当金は土手垣修繕の負担に応じて得られることとなった。さらに、明治二六年の「嶺岡畜産会社定款改正案」<sup>47</sup>では、純益金が出た場合、五%を本社準備金として控除し、その後の残額が「総金」に対し「年六朱以上」の場合は、その一〇%を「土手垣手当金」へとした。

牧付村の目的の一つは、秣・薪・下草の刈取、土石・諸薯掘りにある。「規則」には、これら入会地の利用についての規定はなされなかった。だが、「牧場内野火入」について「其村地先限り、必ス消防」することが義務付けられ、「但、牧業上ノ都合ニヨリ、焼払ヲ要スルトキハ、本社ヨリ該地先村へ通知スベシ」と規定されていることから(第七條)、野火入は通常は村が主体で行っており、野火入れをすることによって、新しい草の発生を促し、下草採取を行っていたと推定される。

「規則」の特徴の第三は、慣行の継続が優先されていることである。第八條ノ第一一條は立木に関する規定である。牧付村が牧へ立入り「山業」を行うことは「官ノ御指揮モ有之ト雖モ、当社拜借中ハ、従前慣行之通り存続致ス」こととされた(第八條)。千葉県庁は、嶺岡畜産会社開業の際「県庁ノ方針」として、牧の「立木繁茂ニ過クル箇所ハ之ヲ伐採売却」し、「牛馬ノ忌嫌スル荆棘」が繁茂し、「固有ノ良艸」を粗悪にし「生殖ニ碍害」となっている場所約五百町歩の内、四百町歩を毎年八〇町歩宛、五年間で除去し、「軟漱ノ牧艸ヲ播殖」させる

こと。「荆棘繁茂」する約一〇〇町歩を除去しないのは「野火ノ延蔓ヲ防禦センカ為メ、防火線路」とするためであること。「樹木ヲ伐採」し、「牧草ノ生長ヲ計リ」「蝸蛭ノ発生ヲ防過」し、「害虫ヲ駆除シ、牧草ノ繁殖ヲ謀ル」<sup>48</sup>こと、という牧の改良方法を示した。この「県庁ノ方針」による、立木の一斉伐採と売却は、村民にとっては下木などの共同体的処分方法に変化をきたすものであった。第八條は、千葉県の指導による牧の改良よりも、共同体による慣行の継続を重視したものと見える。「牧場内松杉檜等ノ義ハ、実生鎌刈リニ至ル迄、切取ルコトヲ禁スルハ勿論、該樹木生存方一層注意致シ、地先限り保護可致事」(第九條)と松や杉の勝手な伐採を禁じた。一方で、牧の改良として、牛馬が立ち入る場所は「牧場内ト雖モ、其地先村ト、当社ノ協議ノ上」<sup>49</sup>植樹と伐採による牧草の繁殖方法を定めることも規定していた(第二一條)。

嶺岡畜産会社の第一の目的は、牛馬改良・繁殖・売買であった。千葉県庁は畜産業の方針として「牧馬ヲ漸次ニ減少シ、牧牛ノ繁殖改良ヲ謀」り、「肉力牛」八〇〇頭、「乳牛及種牛」二〇〇頭、馬二五〇頭を上限とすることを指導していた<sup>50</sup>。嶺岡牧の馬は「飛ヒ雀」と呼ばれ、牧が峻険なため「筋骨ヲ強壯」になり、「使用ニ堪ル」と房総地方において「賞賛」されており、牛が食べない「木艸ヲ喰フ」という利点があった。そのため、全廃はしない方針であった。牛については「肉牛」は一般の需要が年々増加することが見込まれることから「第一」とし、「力牛」は房総地方の農耕用とされるだけで販路が広くないが、牛耕が広まるに従い、需要が増加するであろうと「第二」とする方針を示していた。

表3は、明治二二年度から四三年度までの牛馬数である。牛現在数は馬現在数よりもほほ多く、牛の畜養が重視されていたことがうかが

表2 嶺岡畜産会社株式（明治22年度～明治43年度）

	牧付				牧外				合計	
	株数	%	人数	%	株数	%	人数	%	株数	人数
明治23年3月31日	1,704	68.2	—	—	796	31.8	—	—	2,500	—
明治24年3月31日	1,745	69.8	357	74.2	755	30.2	124	25.8	2,500	481
明治25年3月31日	1,861	74.4	358	74.9	639	25.6	120	25.1	2,500	478
明治26年3月31日	1,858	74.3	355	75.7	642	25.7	114	24.3	2,500	469
明治27年3月31日	1,859	74.4	358	75.8	641	25.6	114	24.2	2,500	472
明治28年3月31日	1,859	74.4	353	75.9	641	25.6	112	24.1	2,500	465
明治29年3月31日	1,885	75.4	357	77.4	615	24.6	104	22.6	2,500	461
明治33年3月31日	1,881	75.2	360	78.3	619	24.8	100	21.7	2,500	460
明治40年3月31日	1,774	71.0	—	—	726	29.0	—	—	2,500	409
明治41年3月31日	1,616	64.6	—	—	884	35.4	—	—	2,500	494
明治42年3月31日	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500	475
明治44年3月31日	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500	454

出典：「嶺岡畜産会社考課状」第1回～第7回、第11回、第18回～第20回、第22回。

にともない「定款」は改正され、牧付村と牧付村以外の株数の規定は削除された<sup>(45)</sup>。しかし、表2からは、四〇年度まで株数は牧付村か牧付村以外かによって把握され、持ち株数の配分に関心が向けられていたことがわかる。嶺岡牧社の解散理由が、士族層の加入による牧の管理をめぐる意見の相違にあり、嶺岡畜産会社の設立理由の一つには、村民が牧の払下げを受けることによって周辺村落で紛争が起きることを回避することがあった。そのため、嶺岡畜産会社は、牧付村以外の人々の株式所有を制限することによって、牧付村以外の人々が経営の主導権を握り、牧の入会地利用を左右することを防いだといえる。二年度の株式配当は、牧付村と牧付村外の配当は異なっていたが、三年度以降は配当は同率になった。

入会地については、「畜産会社申合規則（以下、規則）」<sup>(46)</sup>が作成され、「関係村々ノ連署ヲ要シ将来ノ証書ニ供セント」した。後の「考課表」において「規則」の通りに行われていることから、「規則」は関係村々の合意を得られたものと推定される。「規則」は、一一條からなる嶺岡牧の管理と利用に関する規定である。「規則」の特徴として三点があげられる。第一は株式売買の管理である。株券を売買する場合は「事務所ニ申出テ、協議ノ上」なるべく「安房国内畜産有志者へ売買スル」ようにされた（第二條）。株式は所有者を限定するため、売買時の会社への申出と千葉県内の畜産有志者への売却が推奨された。

第二は、土手垣等の修繕についてである。土手垣・木戸等の修繕は、「其村持地先ハ従前ノ通り」心得るよう規定された（第四條）。道路修繕も「其村地先受持場所ハ従前ノ通り相心得、毎年春秋両度、本支共修繕致スベキハ勿論ナリ」（第五條）とされ、「牛馬呑井（アビキ）」も「其村地先従前ノ通り、毎年春秋両度必ス相浚」い、天災で「欠崩

と、太尾村他六か村は「土手垣大修繕ノ際ハ用材伐採」を申出ていることを伝えた。一九年一月、農商務省では千葉県へ宛て「稗下草刈取薯預堀取り及各村地先入会方等、総テ従前慣行通り許可」する旨の回答案を作成した。

この回答にかかわる調査の過程で、農商務省の山口辰次郎は、東下牧地先の長狭郡太尾村居住鈴木某が「開墾ノ為メ」嶺岡牧の払下を願する見込で「牧付村民ヲ：勧誘」していることを察知した。未だ人心が定まっていない時期に出願されては「土手垣ノ修繕ヲ怠」るなど不都合が生じると、山口は農商務省へ知らせ、事前に千葉県令から牧付村へ、払下出願は詮議をしない旨を論達するよう提案した。

明治一九年一月一日、千葉県知事は農商務大臣に宛て、「牧場ヲ設ケ、管内有志者ヨリ資本金ヲ醗集シ」千葉県がすべて管理すれば「事業上不取締ノ義ハ無之、一般牧畜ノ模範」ともなるであろうと、嶺岡牧を千葉県へ「無料」で「御貸渡」して欲しいと上申した<sup>(36)</sup>。この上申は許可され、牧地と立木は「拝借」、建物什器動物は「払下」となり、二〇年七月三十一日、嶺岡牧は千葉県へ引き渡された。二二年七月、千葉県は書記官を嶺岡に派遣し「村々総代ヲ招集シ、共同組織ノ有益ナルヲ懇篤説示」<sup>(37)</sup>した。千葉県の有志は嶺岡畜産会社の計画を立て、技師の派遣を千葉県に要請し、下総種畜場嶺岡分牧長を務めた山口辰次郎が派遣され、社長となった。牧付村と牧付村以外六か村の有志は牧地拝借と建物牛馬の払下げを請願し<sup>(38)</sup>、二二年四月許可された。牛馬代金は下付され、四月二四日事務所を開設し、五月四日牧場・建物牛馬器具等の引渡が行われ、一〇月九日開業式が行われた。二三年三月には牧の払下を願し、三月二八日代金一七六二円一厘が上納された。嶺岡畜産会社設立の背景には、村民が独自に牧の払下げを受けることによって牧が民有地へ編入され、嶺岡牧の利用・管

理・維持方法に変化が生じ、紛争が起きることを農商務省が阻止し、その後、千葉県が農商務省から牧を借り、農民へ畜産業を勧め、紛争を回避するという経緯があった。創立委員は、縣房儀、飯塚耕太、永井重右衛門、鈴木嘉門、坂田治郎左衛門、嶋田知次郎、吉田郡治、渡邊範二、山野井與三右衛門、石堂麟司、吉田松太郎の一名<sup>(39)</sup>であった。

嶺岡畜産会社の目的は、①牧牛馬の改良繁殖売買、②牧場改良、③本社出張所・肥盈場・牛馬市場・牛乳販売所等の設置、④牧牛の貸与・繁殖、⑤種牡牛の設備と交尾料収納、⑥各地営業者との情報交換にある<sup>(40)</sup>。「管庁ノ監督保護ヲ請」け、命令は「勿論」、指示される条項は「遵守」し、業務計画上主な事項は「認可ヲ経テ施行」(第四款)し、千葉県庁の監督の下で経営が開始されることとなった。

嶺岡畜産会社は、資本金一〇万円、二五〇〇株(一株四〇円)で創業した<sup>(41)</sup>。株の内訳は、二〇〇株が発起人(二二〇株牧付発起人、八〇株牧付外発起人)、一三八〇株が牧付村々配当分、九二〇株が牧付外有志者分とされた<sup>(42)</sup>。牧付三〇か村(牧付三六か村のうち代野村・西山村・星ヶ畑村・西小戸村・宮下村・御子神村以外)一三八〇株は、二四株が発起人持ち、三九〇株は「村平均割」として三〇か村が一村一三株宛持ち、六九〇株は「土手垣割」として各村に面している土手垣間数「一〇間二付一八四八一掛」に応じて分けられ、二七六株は「戸別」として戸数「一〇戸二付九一掛」に応じて各村に分けられた<sup>(43)</sup>。表2は、各年度考課表から作成した明治二三年度から四三年度までの株主の構成である。創業時の「嶺岡畜産会社定款」<sup>(44)</sup>では、「総額十分ノ六牧付三十ヶ村、十分ノ四安房国(牧付三十ヶ村ヲ除ク)内」と株式の六〇%を牧付村民が持つことが決められていたが、実際には、それ以上の株式が牧付村民によって持たれていた。二六年の商法施行

身の社長と士族層は、下草刈取として利用する牧付村がその代価として土手垣修繕を行うべきであると考えている。牧付村民は、土手垣修繕は幕府直轄下の「情勢如何トモ為シ得ヘカラサル」<sup>(27)</sup> 状況下で行ってきたものであり、下草刈取りとは無関係のものと考えた。嶺岡牧社と牧付村の意見の違いは、近世期の「嶺岡御用」という役負担が崩壊した時、夫役で補われていた任務は誰が行うのかという、嶺岡牧の畜産業と入会地利用から生じた問題であるが、すべての牧付村が畜産業を良しとして参加しているわけではなかった。

では、同じ嶺岡御用である捕牛馬はなぜ問題にならないのか。理由の一つは、近世期には捕牛馬人夫である勢子は無報酬であったが、表1に捕牛馬費や臨時捕牛馬の雇夫賃が計上されているように、嶺岡牧社が運営する頃から「少額のタバコ銭位」<sup>(28)</sup> が支払われるようになったことである。もう一つは、捕牛馬が嶺岡地方の祝祭的要素をもっていったことがあげられる。捕牛馬時の「馬群の一団が捕り場の方へと疾駆する様は実に勇壮であ」<sup>(29)</sup> り、若者たちは無報酬であっても「よろこんでこれに応じ」むしろ「自ら進んで勢子の役をつとめた」といわれている。嶺岡地域の丸村大井では、捕牛馬をまねた子ども達の「馬捕遊び」が大正の初め頃まで行われていた。捕牛馬の祝祭的要素が、牧付村がその負担を問題としなかった理由と考えられる。

畜産業を重視し、従来の入会慣行とは無関係な士族層と、嶺岡牧社に参加しながら入会慣行を重視し、牧の修繕は嶺岡牧社が負担すべきと考える牧付村民を含む嶺岡牧社内部の複層的構造は、結果として、嶺岡牧社の早い解散をまねいた。明治一四年の牛馬里出の苦情の他に、一五年には荒川村・山田村・大井村が「社則申合」を不服とし調印をしない事態が起きていた<sup>(30)</sup>。内部対立をきっかけに、嶺岡牧社は「還牧」を千葉県へ申し出た。貸与期間中ではあったが、一六年二月一

三日千葉県から農商務卿へ「嶺岡牧場返還」の上申が提出された<sup>(31)</sup>。一七年七月「放牛馬里出」を理由に、嶺岡牧は農商務省へ還納され、最終的に株主は、資本金に対し「七分六厘ノ利益」<sup>(32)</sup> を得て、嶺岡牧社は解散した。

### 三 嶺岡畜産会社の設立と経営

明治一七（一八八四）年七月、嶺岡牧は農商務省の管轄となる。農商務省では、嶺岡牧の牛馬について、馬は骨格が矮少ではあるが「蹄堅牢ニシテ、力役ニ堪」<sup>(33)</sup> え、安房・上総地方では賞用されていること。それに対し、牛は「骨格ノ美」はあるが、馬ほどの「名声」は得ておらず、主に「屠牛」として「横浜及東京ニ輸出」されていると報告している。放牧のため「費用甚タ大」ではなかったが、利益を出す程にもなっていないかった。農商務省ではその理由を、牛馬が「種類賤劣」のため、府県に貸与する種畜にはならないこと、「人員ヲ減ラシ、事業トノ權衡ヲ得」れば収支があうだろうと見込んでいた。一八年五月には捕獲場を三か所から一〇か所余に増やし、捕獲費を減らした<sup>(34)</sup>。農商務省は牧の方針として「牧牛ヲ專一トシ、種牛ノ種畜場」とすれば、下総種畜場で畜養するよりも「大ニ費用ヲ減」じ、「改良繁殖ノ進歩」にもよいであろうと考えていた。

農商務省管轄下の、明治一八年二月七日、千葉県令は農商務卿へ宛て、牧付村から出願されている秣下草刈取・薯蕷堀取の願いを上申し<sup>(35)</sup>、秣下草は農家肥料に必要であり、「薯蕷堀取ハ生活ノ一端」となるため、牧の「土手垣及道路等ノ修繕ハ地先村々へ負担」させるとともに、許可を上申した。同時に、山田村他二か村は他の村と「願意少シク異動」があること、貝渚村は「松葉拾ヒ取り」を希望しているこ

ていた。嶺岡牧社は、畜産業を行う会社であるにもかかわらず、土手垣・道路修繕、荊棘刈払、呑井の浚渫という牧の修繕・維持を、会社として行うのではなく、牧付村の負担としていたといえる。

嶺岡牧にかかわる社会集団と、近世期の「嶺岡御用」といわれた維持体制の変化は、やがて問題を引き起こすこととなった。明治一四年七月、嶺岡牧社長は千葉県へ「牧場木戸へ揭示願」を提出した<sup>(26)</sup>。出願内容は、牧の木戸二八か所を村民や旅行者が開けたまま通行する者があり、「牛馬里出多ク」「放火之為メニ：樹木ヲ延焼シ」「獵犬ノ為メニ」仔馬が喰殺され、牧畜営業上「障碍」がある。特に下草刈や薯蕷掘などの際、鑑札を持たずに立入る者があり不都合である。「牧場土手等」は「官有物」であり「動物等ノ義モ官借金抵当物」である。そこで「牧場ノ木戸ヲ毀チ及ヒ開キ放ス事、牧場へ火ヲ放ツ事、牧場ノ畜類へ障碍之事、牧場ノ木石ヲ取候事、牧場附村民ニテ鑑札ヲ帶ビタル者ノ外、下木下草ヲ刈取或ハ薯蕷ヲ取ル事、牧場内ニテ獸獵ヲスル事」を禁じる揭示を出すことを千葉県に依頼した。千葉県は農商務省へ伺いを提出した。農商務省では千葉県へ「灌木下草木石薯蕷ノ類、牧場接続ノ村民ニ於テ採取シ、其報トシテ周囲ノ垣籬ヲ修築」する「慣行」を証明するものがあるか、嶺岡牧社へ貸与する際の採取物刈取についての手續きがどのようであったか、嶺岡牧社の「適宜」とする場合、村民の苦情が無いが、嶺岡牧社の申立はあったか、調べるよう通達した。

この調べに対して、朝夷郡長狭郡長吉田謹尔は、灌木下木土石など

草及土石類ヲ採取」する「代価」ではない。嶺岡牧社結社の際、採集物に関する約束はなく「従前ノ降合ニ従ヒ村民自由」に刈り取っている、と回答した。郡長は、牛馬の里出などが牧付村の苦情を起し、現に平郡荒川村・山田村・平久里中村は嶺岡牧社へ「頗ル異議ヲ唱へ」ていること、下草土石類も嶺岡牧社に「専任スル」ことは、嶺岡牧社へ「偏重シ」ており、「周囲村民ノ塾和ヲ妨」げることになる。「下草採取」は「従前慣行ニ差シ置キ」、土手垣修築は「村民ニ囑<sup>(マモ)</sup>トシ：修築費ノ内、若干ヲ牧社ヨリ支給」すれば、たとえ「其額ハ僅少ナルモ、大ニ民心ヲ収メ」るだろうと、下草採取の慣行を認め、土手垣修繕は村民に任せる一方で、嶺岡牧社も些少の金額を支払うことを提案した。

一方、嶺岡牧社は下草について、村民が刈取ることは「本社申合規則第三条」の通りであるが、下草刈取人へ渡す鑑札については「未協議」であること。薯蕷については、掘採人が「土手ヲ掘崩シ：掘跡埋戻シ不注意等ヨリ：牛馬境外へ逸走シ、或ハ兎牛馬堀穴へ落込怪我ニ罹リ、或ハ斃牛馬等、営業ノ障碍」があることを訴えた。土石・立木は、「借地中ト雖モ官有物」であり、「官許無」くては伐木採石はできないと心得ている。土手垣については「牧場接続ノ村民」に「受持場」があり修繕をするようになっていく。荒川村・中村・山田村の三か村は土手垣修繕について「労力料」を申立ており示談中である。嶺岡牧社は、貝渚村を除く牧場接続の二九か村の村民有志者によって「結社出願御貸与」されており、「採取物ハ、従前之通周囲村民ニ於テ刈取」つているといつても、嶺岡牧社で刈取っていることと「同理」である。貝渚村は土手垣修繕を行っているので「採取物モ社中同様」刈取っている、と回答した。明治一五年一月千葉県は農務局長へ宛て、揭示について「至急御指令」を上申した。

近世期の「嶺岡御用」の一つである土手垣修繕について、内務省出

表1 嶺岡牧社勘定（明治16年）

単位：円

借方	
払下げ馬代金（政府から明治11年より20か年賦上納の残金）	3,461.25
政府から拝借金	5,000.00
株金（67名、120株）	6,000.00
株主積立金	4,176.72
株主・その他当座預り金	1,023.97
貸方	
牛399頭（牝277頭・牡122頭）	13,516.44
馬478頭（牝413頭・牡65頭）	17,523.48
建物・什器・牧場内区域	1,660.59
劔牛・その他売却代（17頭）	395.50
2・3歳駒・その他売却代（43頭）	1,534.63
民牛交尾料	17.30
民馬交尾料	45.00
斃牛馬売却代	25.65
当座預け金利息	15.50
雑受	29.41
繰越高	1,058.07
総益	16,159.38
内訳	
払受け牛馬代上納・手数料	287.09
什器購入代	7.07
営繕費	16.10
牧場借地料上納・手数料	40.02
商業税	1.50
捕牛馬費	117.15
雇夫賃（臨時捕牛馬・犢牛焼印）	93.25
飼料（種畜・預け牛馬）	326.86
病牛馬治療費	2.96
野犬弾殺費	1.60
什器・畜舎その他修繕費	26.86
役員その他給料	883.98
役員旅行・牛馬牽引旅費	324.69
筆墨紙他	35.38
雑費	33.49
残金	13,961.40
予備	13,170.14
純益	791.26
賞与金（役員慰労・牧夫長以下）	79.13
株主配当（1株5円93銭4厘）	712.13

出典：「安房国嶺岡牧場嶺岡牧社第六回実際営業所畜概価及損益勘定」明治17年1月1日（千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料編近現代 4、1997年、425-428頁）。

注：他に政府から拝借の牧場（1,760町）、洋種牡（1頭）・牝牛（1頭）、洋種牡馬（1頭）がある。

果、貝渚村を除く二九か村と佐貫村士族たちは「御請書」を提出し、嶺岡牧を借り、牛馬の払下げを受け、嶺岡牧社が設立することとなった。明治一一年一月一日、嶺岡牧社は牧の二〇年間貸与を聞届けられ<sup>(19)</sup>、二月五日種牡牛馬拝借を出願し、四月二五日には建家二棟の払下が許可され、資本金六〇〇〇円、一二〇株（一株五〇円）で開業した。

創業時の幹部は、六年の牛疫蔓延の際、嶺岡牧の監督にきた内務省勸農局の河野通三を社長とし、副社長佐久間慎吾、理事・畜産係長石堂麟次（丸山町石堂村名主、戸長）、理事遠藤秋家、相談役相沢林蔵（和田町北三原村名主）、相談役田中浦太郎、相談役山野井与惣左衛門、相談役滝口公作、相談役水田竹蔵（西野尻村名主、戸長）、相談役高橋幾蔵、書記座間藤吉<sup>(20)</sup>であった。株主は、嶺岡牧社に参加した二九か村の村民と士族七〇名総代の登徳教であった<sup>(21)</sup>。株は個人持ちと総代持ちの株があり、二九か村は必ず一株は所有した。

嶺岡牧は、五牧に分かれ、東西に広がり、地形が異なるという特徴から、各村と牧との地理的条件は異なり、牧に対する考えも異なっていた。嶺岡牧社という新規の会社が設立した時、近世期の「野統」三六か村のうち長狭郡貝渚村・代野村・西山村・星ヶ畑村・朝夷郡西小戸村・宮下村・御子神村の七か村と「最寄」三〇か村は嶺岡牧社へは加入せず、牧付村といっても、近世期の牧付村と明治以降の牧付村とは差異が生じていた。さらに、士族層という新規加入者によって、嶺岡牧社にかかわる人々は複層的な集団となった。

表1は、嶺岡牧社の明治一六年度の勘定である。原史料は損益計算書と貸借対照表が混在したものとなっている。表1から、嶺岡牧社の主たる収入は牛馬売却代であった。支出では給料が八八三円を占めている。次いで政府への牛馬購入費貸下金の上納費と牧借上げの上納費

が合計三二七円と多くなっている。一方、畜養費は飼料と治療費になるが合計三三〇円にとどまっている。嶺岡牧では、牛馬とも畜舎飼ではなく主に放牧が行われていたため、飼料代が抑えられていた。さらに、放牧でありながら牧の改良維持費となる野犬弾殺費と什器・畜舎その他修繕費は合計二八円にすぎなかった。

捕牛馬費は臨時捕牛馬の雇夫賃と合計で二一〇円を占めている。嶺岡牧では、定期的に牛馬を捕獲場へ集める必要があった。捕牛馬にかかわる人夫差出しは、近世期には「嶺岡御用」の一つとされ、村の石高に応じて人数負担が決められていた。明治になり「嶺岡御用」はなくなり、嶺岡牧が近世期の社会集団とは異なる集団によって運営されるようになる。捕牛馬人夫は「捕牛馬ノ節ハ、相当人夫ヲ年々差出スベク事」と「牧附村々ノ心得」<sup>(22)</sup>において決められ、各牧近隣の村に人数が割り当てられるようになった<sup>(23)</sup>。明治一一年五月の柱木牧の捕馬では、各村の総代持ちと個人持ち株の合計株数に応じて、大井村一人・川谷村二人・石堂原村六人・石堂村一三人の人夫差出しが、嶺岡牧社から当該村の株主総代へ宛て順達されている。石堂村では総代持二株・吉田持一株・石堂持二株二人として割り当てられ、うち二人を「雇上ケ人夫」、「定雇」によって調達している。このことは、人夫が賃労働として広く一般から集められるのではなく、牧付村の負担として実施されていることを示している。

立木・石塊代、土手垣・木戸等の修繕費について、「牧附村々ノ心得」では「土手垣、道路修繕之義ハ、請持之ケ所、毎年両度二月十月」に修繕すること、「牧場内、荊棘刈払ノ事」、「牛馬吞井之義ハ、其村請持之ケ所年々、春秋両度トシ、牧場長ノ指揮ヲ請」け浚うこと<sup>(24)</sup>が決められていた。さらに、嶺岡牧社には加入しなかった貝渚村も、「牧場接続」のため「土手垣其他、総テ社中村民同様修繕等」<sup>(25)</sup>を行っ

げたが、同年、嶺岡牧に対して「五牧一圓、御払下之義広告」が出された<sup>(14)</sup>。希望者へ払下げるとの回達に驚いた「野統」村一八か村（朝夷郡大井村・川谷村・珠師ヶ谷村・小戸村・石堂原村・石堂村、平郡山田村・仲村・荒川村、長狭郡平塚村・北風原村・大川面村・宮山村・仲村・南小町村・上小原村・下小原村・西野尻村）は、六年三月、木更津県令へ嘆願書を提出した。嘆願書<sup>(15)</sup>の内容は、これまで嶺岡牧の「御用人足」を勤め、「本草勝手次第入込、苜取」り、下草を「田畑養方」にしてきた。「野統」村以外の者が払下げを受けた場合、「従前之通り勝手入込」むことは出来なくなり「田畑養方」にも差支える。浜には遠い村であるので難渋する。自分たちの村に「適當之代価」で払下げて欲しい。そうでなければ「土垣繕ひ普請悉く難渋」となる、というものであった。嶺岡牧の優先的な払下げを希望する一八か村の目的は、畜産業を行うことではなく、これまでの下草苜取の入会権を維持することにあつた。明治初年の官有地払下げ政策が、村落にとつては入会権の喪失の可能性という問題を引き起こしていた。同年七月二〇日、大蔵省は先の全国的な「荒蕪不毛地並官林等」の払下げを差止にしたため（太政官布告、第二五七号）、嶺岡牧の払下げも「取消」となつた。

明治六年は悪性家畜伝染病（牛疫）が海外より侵入し、一〇年までに全国で五万頭以上の牛が被害にあつた<sup>(16)</sup>。嶺岡牧でも六年一二月には牛疫が蔓延し、牛二六八頭の内、二四頭だけが残るほどの被害を受けた。これにより、嶺岡牧に関する活動は一時下火となつた。

次に、嶺岡牧に対する活動が起こるのは明治八年末頃である。八年一二月朝夷郡石堂村の石堂麟司は朝夷郡大井村遠藤名家へ呼びかけ、「嶺岡牧ヲ拝借」することを提案した。九年一月牧付村の有志へ呼びかけ、八月牧付村の賛成を得て<sup>(17)</sup>、一二月平郡荒川村平民総代高梨

栄太郎と他二五か村総代が千葉県へ嶺岡牧拝借を出願した。出願理由は、二六か村は「山間之村落ニシテ農務之間ト雖モ、別ニ稼業等無<sup>(18)</sup>」い地域であるため、従来「家畜生育方ヲ以テ活計之一助」としていたが、六年の牛疫によつて「十中之八九斃死」し、「活計之障碍」となつていた。そこで牧を二〇年間「拝借」し、「牧馬」の払下げを受け、「牧牛繁殖」を行いたい、というものであつた。同時に「秣薪苜取等之義ハ従前之通被仰付度候」と秣薪刈取の慣行の許可を求めていることから、この出願の目的は、農業の副業としての畜産業と秣薪刈取の維持にあつたといえる。

明治九年八月二六日には天羽郡佐貫町の士族登徳教と他六九名、かつて嶺岡の牧士であつた東京府在住平民吉野郡造、三瀨県士族田中精一、天羽郡佐貫町戸長宮又兵衛の合計七三名が、牧と牛馬の五年間の貸与を出願した。出願理由は、七年の「家禄奉還資金」で桑茶栽培を行つていたが、新たに畜産業を行えば「大賜ノ資金」を「消却不仕、永久就産」となるといふ、秩禄処分後の士族授産にあつた。

さらに明治九年一月二一日、牧付村の長狭郡岡波太村・太尾村・来秀村・貝渚村の四か村が牧の払下げを出願した。出願理由は、四か村は五年から牧の払下げを出願していたが、六年に払下げが差止めとなつたため、その後は躊躇していた。今回「拙村々地先」を「境界ト相立、一村限り」払下げを受け、「土地之景状ニ応シ、或ハ開墾シ、或ハ牛羊之牧場ヲ設」け永続の方法を立てたいという、主に開墾を目的とするものであつた。四か村は、地先の牧は「狹隘ニシテ村々江斜延シ、不断牛馬越境之憂不少」と、牧の牛馬の侵入を訴え、「外野付村々一列之成規ニ準シ難」いと、他の牧付村と一括はできないことを指摘した。

これらの活動に対し、千葉県は三組が協議するよう勧めた。その結

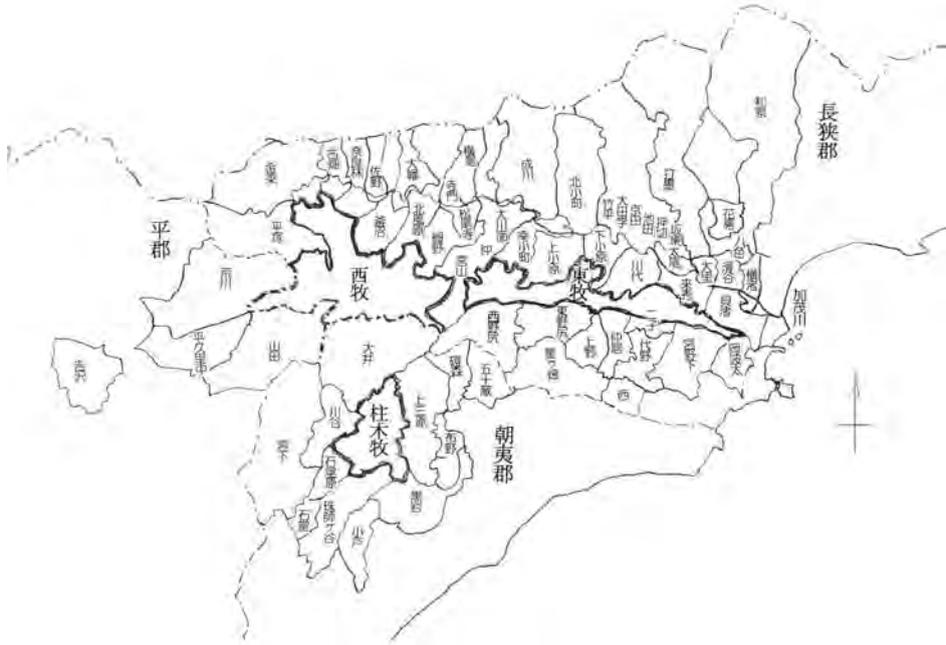


図 嶺岡牧と牧付村・最寄村

出典：「千葉県管内実測全図」明治20年7月版權（千葉県立中央図書館蔵、千葉県議会史編さん委員会編『千葉県議会史』第1巻附録、千葉県議会、1956年）より作成。

注：御子神村と宮下村は合併し宮下村、吉井村は米沢村と合併し吉沢村となっている。吉保仲村は仲村、中村は平久里中村、上打墨村・中打墨村・下打墨村は打墨村で示している。

されている<sup>(7)</sup>。慶長一九（一六一四）年、里見氏の転封に伴い幕府直轄の牧となる。牧は寛永年間以降、野馬の減少や元禄大地震などにより一時衰退するが、享保七（一七二二）年に東牧・西牧として再興し、その後、西一牧・西二牧・東上牧・東下牧・柱木牧の五牧となった。幕府はインド産白牛を放牧し、牛酪を作ったとされている。明治二年時点での牛馬数は馬三八七頭、牛一二二頭<sup>(8)</sup>であり、主に馬を放牧していた。

牧の管理は、江戸の野馬方役所が管轄し、牧の近隣村が直接の管理を行った<sup>(9)</sup>。図にみるように、牧に隣接する「野付」<sup>(10)</sup> 三六か村、野付の周辺を取囲む「最寄」三〇か村、合計六六か村であった<sup>(11)</sup>。これらの村々は、捕馬、病気の馬の処置、幕府役人の接待、大伝馬入用など牧御用人足<sup>(12)</sup> を勤めた。村々からは、牧士・馬医・勢子廻し・捕手などが選ばれた。特に牧士は、名主を兼務している者が多く、名字帯刀を許され、扶持をもらい、役職はおおむね世襲され、名誉ある役職とみなされていた。牧士は、野馬の捕馬、牛馬の移出、牧の整備、幕府への伺い、勢子の督励など多岐にわたる任務を行った。勢子は、捕馬の際、馬群を捕場へ追い上げるもので、「野付」村の若者から選ばれ、無報酬であった。一回の捕馬に五〇〜一〇〇人が集められた。

## 二 明治前期の嶺岡牧社

明治になり、嶺岡牧は明治政府の直轄となり、民部省を経て、明治二（一八六九）年大蔵省の所管となった。四年八月、大蔵省は府県に向け「荒蕪不毛之地、自今相当ノ佃ヲ以、御払下ケ相成候間、士民ヲ論セス望ノ者ハ」入札するよう布告した（大蔵省、第三九号）。五年、大蔵省勸農寮は東上牧・東下牧を「無年限」<sup>(13)</sup> で水町久兵衛へ貸下

# 明治期の千葉県嶺岡牧における畜産業と入会慣行

森田 貴子

## はじめに

日本の畜産業は、近世期には、馬は軍用として繁殖・育成の保護奨励がなされたのに対し、牛は農民にまかされ馬と比べて保護奨励が薄かった<sup>(1)</sup>。このような近世期の畜産業に対する方針は、明治初期においても同様であった。また、牧の多くは入会地として利用されており、明治になり土地の官有地・民有地の区分がなされる過程で、従来、入会慣行が行われていた地域では、新しい地主や借地人と、入会慣行の継続を希望する村との間で紛争が生じた<sup>(2)</sup>。

千葉県の嶺岡牧は、近世期には幕府直轄の牧であり、軍馬を幕府へ献上していた。一方で、嶺岡牧にかかわる周辺村落は嶺岡牧を入会地として利用していた。明治になり嶺岡牧の大半の土地が官有地に区分されると、畜産業を継続した嶺岡牧では、入会地としての土地利用を望む近隣村落の間で、土地利用と管理の問題が生じた。これらの問題はどのような方法によって対処されたのか。

従来、嶺岡牧については、『安房酪農百年史』『千葉県の歴史』が記述してきた。多くの事実が記録されてきたが、畜産業と入会地利用の維持方法については、十分には検討されてこなかった。

本稿は、嶺岡牧における、畜産業と入会地利用の維持について、検討することを目的とする。以下、嶺岡牧社の時期、嶺岡畜産会社の時期で区切り検討する。

## 一 近世期の嶺岡牧

嶺岡牧について検討する前提として、嶺岡牧の場所と由来を概括しておく。嶺岡牧は、現在の千葉県安房郡と鴨川市に位置し、明治初期においては、長狭郡・朝夷郡・平郡にわたり、西は房総半島南部の丘陵地帯から東は外房海岸近くまで、東西に広がっていた。図は、明治二〇（一八八七）年頃の当該地域である。牧は、西一牧（四一六町二反八歩）・西二牧（三八四町八反七畝二三歩）・東上牧（三六八町四反三畝一五歩）・東下牧（二四〇町八畝一八歩）・柱木牧（三五二町三反九畝二九歩）の五牧に分かれ、総面積は一七六二町三歩、他に官有林・民有林・道路・水路など二二町二反八畝二五歩があった<sup>(3)</sup>。牧は「悉ク皆高山」<sup>(4)</sup>で、中でも柱木牧は険しい地形で「巖石岬々、人畜ノ佇立スル能ハサル処アリ」といわれるほどであった。それに対して東上牧・東下牧にはやや平坦な場所もあった。嶺岡牧の山頂、山間部には、各所に溪水があり、大小約二百か所の呑井がある「大旱ト雖トモ不絶湧出シテ、放牧牛馬ノ飲浴ニ欠乏ノ患」<sup>(5)</sup> がない、放牧が可能な土地であった。一方、樹木は松が多く、東牧・西牧は「荊薇非常ニ密生シ」<sup>(6)</sup>、西牧は「樹木極メテ繁茂ニ過キ」、日光が遮られ土地が湿潤となり、蚶や蛭が発生し、牧草の生長が妨げられ、「大ニ牧場ノ障碍」となっていた。

嶺岡牧は、戦国大名里見氏が軍馬養成のため牧を設けたのが起源と